市民後見推進事業の概要

市区町名福津市

事 業 区 分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託 先 及 び 委託 内 容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし 委託先名:社会福祉法人 福津市社会福祉協議会 委託内容:市民後見人の養成研修の実施に関すること
事業内容	〇フォローアップ研修 (対象者) 市民後見人登録者 (目的) 成年後見制度の基本、対人援助の基礎、市民後見人としての倫理、地域福祉・権利擁護の理念を復習し適切な後見活動を行えるようにする。また、新しい制度について学び、市民後見人についての資質を高める。 (研修の受講を、登録更新の条件とする。) (方法) 弁護士と社会福祉士を講師に招き、後見活動に係る制度や、市民後見人として支援をする際の心構え、どのように後見活動を行うかを事例を使いながら学んだ。
事業スケジュール (予 定 を 含 む)	 H26. 3. 31 市民後見人養成研修修了者のうち市民後見人として活動を行うことを希望し、かつ適性の認められた 26 名を登録 H26. 5. 22 市民後見人オリエンテーション実施 H26. 9. 25 フォローアップ研修実施
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名福津市

事 業 区 分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託 先 及 び 委託 内 容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし 委託先名:社会福祉法人 福津市社会福祉協議会 委託内容:その他市民後見人の活動の推進にかかること
事 業 内 容	○成年後見運営委員会 委 員 : 弁護士、司法書士、社会福祉士 市 (高齢者担当部署及び障害者担当部署) 内 容 :市民後見の新規案件について市民後見人が実務を行うのに適した事案かの受任調整や、市民後見人への支援方法についての助言開催回数:3回(平成26年度) 〇市民後見シンポジウム (目的) 市民後見人の活動開始について、一般市民・介護福祉施設・医療機関・金融機関等へ広く周知することにより、市民後見人の活動が円滑となるようにする。 (方法) 基調講演とパネルディスカッションの二部構成で実施。基調講演では、先行して市民後見活動が行われている他市の社会福祉協議会職員より、成年後見制度における市民後見活動について講義。パネルディスカッションは基調講演の講師が司会を務め、福津市社会福祉協議会職員および他市で活動している市民後見人2名がパネリストとなり行った。
事業スケジュール (予定を含む)	〇成年後見運営委員会 H26. 7. 31 第 1 回成年後見運営委員会 H26. 11. 27 第 2 回成年後見運営委員会 H27. 3. 4 第 3 回成年後見運営委員会 〇市民後見シンポジウム H26. 6. 28 開催
備考	